



介護保険料の特別徴収について

今月は、介護保険料の特別徴収について、平成 18 年 10 月からの変更点について説明します。

◆◆特別徴収の対象年金が増えました。◆◆

現在、65 歳以上の方の介護保険料の納付方法は、特別徴収（年金からの天引きによる納付）と普通徴収（納付書や口座振替による納付）の 2 種類があります。

特別徴収は老齢や退職に伴う年金の受給額が年間 18 万円（月額 1 万 5 千円）を超える方が対象でしたが（毎年 4 月 1 日現在）、平成 18 年 4 月の介護保険法の改正により、特別徴収の対象となる年金の種類が増えました。

○特別徴収の対象者

毎年 4 月 1 日現在で、老齢年金・退職年金を年間 18 万円（月額 1 万 5 千円）以上受給している方。

↓
対象年金が追加されました。

毎年 4 月 1 日現在で、老齢年金・退職年金・**遺族年金**・**障害年金**を年間 18 万円（月額 1 万 5 千円）以上受給している方。

※遺族年金や障害年金が特別徴収の対象となるのは、平成 18 年 10 月の本徴収以降になります。

◆◆平成 18 年度～平成 20 年度の介護保険料◆◆

4 月にお知らせしましたが、平成 18 年度からの保険料は以下のとおりです。

所得段階	対 象 者	介護保険料 (月額保険料)
第 1 段階	・市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金の受給者 ・生活保護受給者	27,000 円 (2,250 円)
第 2 段階	市町村民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金 収入額の合計が 80 万円以下の人	27,000 円 (2,250 円)
第 3 段階	市町村民税世帯非課税で第 2 段階に該当しない人	40,500 円 (3,375 円)
第 4 段階	本人は市町村民税非課税だが、世帯内に課税者がいる人	54,000 円 (4,500 円)
第 5 段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 200 万円未満の人	67,500 円 (5,625 円)
第 6 段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が 200 万円を超える人	81,000 円 (6,750 円)

<問い合わせ先> 大崎町役場 福祉課 介護保険係 TEL 476 - 1111 (内線 131)